

平成28年 4月27日  
帯広開発建設部

## 「規制緩和で十勝川の水辺に新たな賑わいを」

～都市・地域再生等利用区域の指定書手交式を行います！～

北海道開発局では、音更町による水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを支援するため、平成28年4月19日付けで十勝川中流域を営業活動を行う民間事業者等の利用も可能となる「都市・地域再生等利用区域」に指定しました。

このたび、都市・地域再生等利用区域の指定書の手交式を以下のとおり行いますのでお知らせします。

1. 日 時 : 平成28年4月28日(木) 15時30分から
2. 場 所 : 音更町役場 2F 応接室  
(河東郡音更町元町2)

※「都市・地域再生等利用区域」の指定により、これまで公共性・公益性を有する者等に限定されていた河川占用が、都市及び地域の再生等に資する目的でも行えるようになり、民間事業者によるオープンカフェやアクティビティ(体験)等の営業活動も可能になります。

<http://www.ob.hkd.mlit.go.jp/river.html>に掲載しています。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部

治水課 治水課長

なかしま  
中島

やすひろ  
康博

電話0155-24-4105(内線291)

治水課 流域計画官

かわべ  
川邊

かずひと  
和人

電話0155-24-4105(内線294)